

事業計画書

事業の目的	地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。
事業者の名称、所在地	土屋ケアカレッジ尼崎教室 尼崎市昭和通 3-90-1 尼崎 KR ビルディング 406 号室 土屋ケアカレッジ淡路島教室 洲本市栄町 3-3-5 中野ビル東館 201 号室
研修の名称	重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信）
研修の実施期間	【尼崎教室】 第 1 回令和 7 年 4 月 2 日（水）～令和 7 年 4 月 3 日（木） 第 2 回令和 7 年 4 月 9 日（水）～令和 7 年 4 月 10 日（木） 第 3 回令和 7 年 4 月 16 日（水）～令和 7 年 4 月 17 日（木） 第 4 回令和 7 年 4 月 23 日（水）～令和 7 年 4 月 24 日（木） 第 5 回令和 7 年 4 月 30 日（水）～令和 7 年 5 月 1 日（木） 第 6 回令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 8 日（木） 第 7 回令和 7 年 5 月 14 日（水）～令和 7 年 5 月 15 日（木） 第 8 回令和 7 年 5 月 21 日（水）～令和 7 年 5 月 22 日（木） 第 9 回令和 7 年 5 月 28 日（水）～令和 7 年 5 月 29 日（木） 第 10 回令和 7 年 6 月 4 日（水）～令和 7 年 6 月 5 日（木） 第 11 回令和 7 年 6 月 11 日（水）～令和 7 年 6 月 12 日（木） 第 12 回令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 6 月 19 日（木） 第 13 回令和 7 年 6 月 25 日（水）～令和 7 年 6 月 26 日（木） 第 14 回令和 7 年 7 月 2 日（水）～令和 7 年 7 月 3 日（木） 第 15 回令和 7 年 7 月 9 日（水）～令和 7 年 7 月 10 日（木） 第 16 回令和 7 年 7 月 16 日（水）～令和 7 年 7 月 17 日（木） 第 17 回令和 7 年 7 月 23 日（水）～令和 7 年 7 月 24 日（木） 第 18 回令和 7 年 7 月 30 日（水）～令和 7 年 7 月 31 日（木） 第 19 回令和 7 年 8 月 6 日（水）～令和 7 年 8 月 7 日（木） 第 20 回令和 7 年 8 月 20 日（水）～令和 7 年 8 月 21 日（木） 第 21 回令和 7 年 8 月 27 日（水）～令和 7 年 8 月 28 日（木） 第 22 回令和 7 年 9 月 3 日（水）～令和 7 年 9 月 4 日（木） 第 23 回令和 7 年 9 月 10 日（水）～令和 7 年 9 月 11 日（木） 第 24 回令和 7 年 9 月 17 日（水）～令和 7 年 9 月 18 日（木） 第 25 回令和 7 年 9 月 24 日（水）～令和 7 年 9 月 25 日（木） 【淡路島教室】 第 1 回令和 7 年 4 月 9 日（水）～令和 7 年 4 月 10 日（木） 第 2 回令和 7 年 4 月 23 日（水）～令和 7 年 4 月 24 日（木） 第 3 回令和 7 年 5 月 14 日（水）～令和 7 年 5 月 15 日（木） 第 4 回令和 7 年 5 月 28 日（水）～令和 7 年 5 月 29 日（木） 第 5 回令和 7 年 6 月 11 日（水）～令和 7 年 6 月 12 日（木） 第 6 回令和 7 年 6 月 25 日（水）～令和 7 年 6 月 26 日（木） 第 7 回令和 7 年 7 月 9 日（水）～令和 7 年 7 月 10 日（木） 第 8 回令和 7 年 7 月 23 日（水）～令和 7 年 7 月 24 日（木） 第 9 回令和 7 年 8 月 27 日（水）～令和 7 年 8 月 28 日（木） 第 10 回令和 7 年 9 月 10 日（水）～令和 7 年 9 月 11 日（木） 第 11 回令和 7 年 9 月 24 日（水）～令和 7 年 9 月 25 日（木） ※研修日程 3 日目は各回の 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。
研修の実施場所	土屋ケアカレッジ尼崎教室

	土屋ケアカレッジ淡路島教室	
研修カリキュラム	別紙（研修カリキュラム表）参照	
講師氏名、担当科目	別紙（講師略歴書）参照	
受講資格	別紙（学則）参照	
受講定員	別紙（学則）参照	
募集方法、受講手続き、受講者決定方法	別紙（学則）参照	
受講者負担金	別紙（学則）参照	
使用テキスト	別紙（学則）参照	
研修修了の認定方法	別紙（学則）参照	
募集予定人数	土屋ケアカレッジ尼崎教室 20 名×25 回＝500 名 土屋ケアカレッジ淡路島教室 20 名×11 回＝220 名	
事務担当	担当者名	坂本 友志
	電話番号	080 - 7143 - 2805

土屋ケアカレッジ淡路島教室
土屋ケアカレッジ尼崎教室

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

関西圏または関西近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000 円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、「実習施設一覧」とおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 尼崎教室

土屋ケアカレッジ 淡路島教室

（担当講師）

第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（募集手続）

第11条 募集手続は次のとおりとする。

- 1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話（050-3138-2024）、WEB にて申込む。必

要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。

2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。

3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第12条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第13条

1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第14条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第15条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律5,000円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第16条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者

4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第17条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第18条 修了者管理については、次により行う。

1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、兵庫県が指定した様式に基づき知事に報告する。

2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第19条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第20条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書

の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示

⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口

電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和5年7月15日から施行する。

(附則)

この学則は令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は令和6年10月1日から施行する。

カリキュラム表

事業者名:株式会社土屋

研修期間： 別紙実習期間の通り 関西クラス/標準日程表

区分	研修日	研修時間	時間数	科目	内容	講師名	会場
講義		9:30～11:30	2	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	・障害者(児)福祉の背景と動向・障害者自立支援制度の種類、内容その役割・重度訪問介護の制度とサービス・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会生活についての理解・福祉業務従事者としての倫理・居宅介護においてとるべき基本態度・利用者の人権	宮本 武尊 中原しのぶ 魯山香織 加納康行 細井俊一	土屋ケアカレッジ （通信） 尼崎教室・淡路島教室
		11:40～12:40	1	基礎的な介護技術に関する講義	・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・福祉用具の基本知識と活用等についての理解	宮本 武尊 中原しのぶ 魯山香織 加納康行 細井俊一	
		13:30～15:30	2	コミュニケーションの技術に関する講義	・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについての理解 ・意思疎通に著しい困難を有する重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法についての理解	宮本 武尊 中原しのぶ 魯山香織 加納康行 細井俊一	
		15:40～17:10	1.5	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・呼吸について・呼吸異常時の症状、緊急時対応・人工呼吸器に係る緊急時対応・人工呼吸器について・喀痰吸引概説・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応・喀痰吸引の手順、留意点 等	斎藤みさを 長谷川信子 鈴木 歩 橋本弘子 榎本宏美	
		17:20～18:50	1.5	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・健康状態の把握・食と排泄（消化）について・経管栄養概説・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応・経管栄養の手順、留意点 等	斎藤みさを 長谷川信子 鈴木 歩 橋本弘子 榎本宏美	
講義		9:00～10:30	1.5	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・呼吸について・呼吸異常時の症状、緊急時対応・人工呼吸器に係る緊急時対応・人工呼吸器について・喀痰吸引概説・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応・喀痰吸引の手順、留意点 等	斎藤みさを 長谷川信子 鈴木 歩 橋本弘子 榎本宏美	土屋ケアカレッジ （通信） 学崎
		10:35-12:05	1.5	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・健康状態の把握・食と排泄（消化）について・経管栄養概説・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応・経管栄養の手順、留意点 等	斎藤みさを 長谷川信子 鈴木 歩 橋本弘子 榎本宏美	
講演		12:10-13:10	1	喀痰吸引等に関する演習	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	斎藤みさを 長谷川信子 鈴木 歩 橋本弘子 榎本宏美	

実習		14:00-17:00	3	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	・重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な 支援技術についての理解 ・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及び その技術についての理解 ・基本介護技術を含めて、5時間のうち2. 5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に 代えることができる。	坂下陽一 西村茂樹 中原しのぶ 野津亜弓 林崇 松田扶紀子	教室・淡路島教室
		17:10-19:10	2	外出時の介護技術に関する実習	・外出時の付き添い方法についての理解 ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護 技術についての演習を代えることができる。	坂下陽一 西村茂樹 中原しのぶ 野津亜弓 林崇 松田扶紀子	
		19:20-19:50	0.5	筆記試験		坂下陽一 西村茂樹 中原しのぶ 野津亜弓 林崇 松田扶紀子	
実習		(実習先の都合による)	3.5	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	指定重度訪問介護における実習 ・重度の肢体不自由者の介護を体験する。 ・在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場（1か所以上）で実習を行う。	宮本武尊 坂下陽一 角南成禪 林崇 西村茂樹 中原しのぶ 松田扶紀子	

※実習については感染症予防対策として土屋ケアカレッジ尼崎教室に利用者を招き、集団実習にて行う場合もある。

【実習期間】

- 第 1 回令和 7 年 4 月 2 日 (水) ～令和 7 年 4 月 3 日 (木)
- 第 2 回令和 7 年 4 月 9 日 (水) ～令和 7 年 4 月 10 日 (木)
- 第 3 回令和 7 年 4 月 16 日 (水) ～令和 7 年 4 月 17 日 (木)
- 第 4 回令和 7 年 4 月 23 日 (水) ～令和 7 年 4 月 24 日 (木)
- 第 5 回令和 7 年 4 月 30 日 (水) ～令和 7 年 5 月 1 日 (木)
- 第 6 回令和 7 年 5 月 7 日 (水) ～令和 7 年 5 月 8 日 (木)
- 第 7 回令和 7 年 5 月 14 日 (水) ～令和 7 年 5 月 15 日 (木)
- 第 8 回令和 7 年 5 月 21 日 (水) ～令和 7 年 5 月 22 日 (木)
- 第 9 回令和 7 年 5 月 28 日 (水) ～令和 7 年 5 月 29 日 (木)
- 第 10 回令和 7 年 6 月 4 日 (水) ～令和 7 年 6 月 5 日 (木)
- 第 11 回令和 7 年 6 月 11 日 (水) ～令和 7 年 6 月 12 日 (木)
- 第 12 回令和 7 年 6 月 18 日 (水) ～令和 7 年 6 月 19 日 (木)
- 第 13 回令和 7 年 6 月 25 日 (水) ～令和 7 年 6 月 26 日 (木)
- 第 14 回令和 7 年 7 月 2 日 (水) ～令和 7 年 7 月 3 日 (木)
- 第 15 回令和 7 年 7 月 9 日 (水) ～令和 7 年 7 月 10 日 (木)
- 第 16 回令和 7 年 7 月 16 日 (水) ～令和 7 年 7 月 17 日 (木)
- 第 17 回令和 7 年 7 月 23 日 (水) ～令和 7 年 7 月 24 日 (木)
- 第 18 回令和 7 年 7 月 30 日 (水) ～令和 7 年 7 月 31 日 (木)
- 第 19 回令和 7 年 8 月 6 日 (水) ～令和 7 年 8 月 7 日 (木)
- 第 20 回令和 7 年 8 月 20 日 (水) ～令和 7 年 8 月 21 日 (木)
- 第 21 回令和 7 年 8 月 27 日 (水) ～令和 7 年 8 月 28 日 (木)
- 第 22 回令和 7 年 9 月 3 日 (水) ～令和 7 年 9 月 4 日 (木)
- 第 23 回令和 7 年 9 月 10 日 (水) ～令和 7 年 9 月 11 日 (木)
- 第 24 回令和 7 年 9 月 17 日 (水) ～令和 7 年 9 月 18 日 (木)
- 第 25 回令和 7 年 9 月 24 日 (水) ～令和 7 年 9 月 25 日 (木)

※研修日程 3 日目は各回の 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。

【実習期間】 淡路島教室

- 第 1 回令和 7 年 4 月 9 日 (水) ～令和 7 年 4 月 10 日 (木)
- 第 2 回令和 7 年 4 月 23 日 (水) ～令和 7 年 4 月 24 日 (木)
- 第 3 回令和 7 年 5 月 14 日 (水) ～令和 7 年 5 月 15 日 (木)
- 第 4 回令和 7 年 5 月 28 日 (水) ～令和 7 年 5 月 29 日 (木)
- 第 5 回令和 7 年 6 月 11 日 (水) ～令和 7 年 6 月 12 日 (木)
- 第 6 回令和 7 年 6 月 25 日 (水) ～令和 7 年 6 月 26 日 (木)
- 第 7 回令和 7 年 7 月 9 日 (水) ～令和 7 年 7 月 10 日 (木)
- 第 8 回令和 7 年 7 月 23 日 (水) ～令和 7 年 7 月 24 日 (木)
- 第 9 回令和 7 年 8 月 27 日 (水) ～令和 7 年 8 月 28 日 (木)
- 第 10 回令和 7 年 9 月 10 日 (水) ～令和 7 年 9 月 11 日 (木)
- 第 11 回令和 7 年 9 月 24 日 (水) ～令和 7 年 9 月 25 日 (木)

※研修日程 3 日目は各回の 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。

実 習 施 設 一 覧

重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアカレッジ 尼崎教室

重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアカレッジ 淡路島教室

実習科目名 Ⅲ1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者 名
土屋ケアカレッジ尼崎教室	尼崎市昭和通 3-90-1 尼崎 KR ビルディング 406 号室	坂本友志
土屋ケアカレッジ淡路島教室	兵庫県洲本市栄町 3-3-5 中野ビル東館 201 号室	坂本友志

実習科目名 Ⅲ2 外出時の介護技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者 名
土屋ケアカレッジ尼崎教室	尼崎市昭和通 3-90-1 尼崎 KR ビルディング 406 号室	坂本友志
土屋ケアカレッジ淡路島教室	兵庫県洲本市栄町 3-3-5 中野ビル東館 201 号室	坂本友志

実習科目名 Ⅲ3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任 者名
土屋ケアカレッジ尼崎教室	尼崎市昭和通 3-90-1 尼崎 KR ビルディング 406 号室	坂本友志
土屋ケアカレッジ淡路島教室	兵庫県洲本市栄町 3-3-5 中野ビル東館 201 号室	坂本友志
ホームケア土屋 関西	兵庫県西宮市与古道町 3-11	新里宗隆
ホームケア土屋 大阪	大阪府大阪府中央区谷町 2-2-20 大手前類第一ビル 10F	植松聖
ホームケア土屋 奈良	奈良県奈良市三条添川町 1-5 サンフェアリー 703	義之博貴
ホームケア土屋 和歌山	和歌山県和歌山市六十谷 732-1 ロビンコート 203 号室	義之博貴

ホームケア土屋 京滋	宇治市宇治壺番 1 3 4-1 荒川ビル 4 階	松尾千佳子
ホームケア土屋 滋賀	滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-24 フロンティ松 伝Ⅱ 203 号	竹内正裕
ホームケア土屋 松山	愛媛県松山市石手 5-7-15SAKURA HOUSE403 号	片平光
ホームケア土屋 高松	香川県高松市林町 2519 番地 6 358 サコⅡ 205	岡絵美
ホームケア土屋 徳島	徳島県徳島市末広 1-5-11PianoⅡ 605 号室	近藤太
ホームケア土屋 高知	高知県高知市南御座 1-33	畑山一樹

講 師 一 覧 表

No.1

講 師 氏 名	現職、保有資格、実務経験		担当科目名
長谷川 信子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	4.喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義 5.経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義 6.喀痰吸引等に関する演習
	資格	看護師	
	経験	23年	
斎藤みさを (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	17年	
橋本 弘子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	30年	
鈴木 歩 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	23年	
榎本 宏美 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	9年	

坂下 陽一 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	1. 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 2. 基礎的な介護技術に関する講義 3. コミュニケーションの技術に関する講義 7. 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 8. 外出時の介護技術に関する実習 9. 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
	資格	介護福祉士	
	経験	1年	
宮本 武尊 (旧姓:八木橋) (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	介護福祉士	
	経験	7年	
魯山香織 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	介護福祉士	
	経験	7年	
中原しのぶ (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	介護福祉士	
	経験	13年	
林崇 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	介護福祉士	
	経験	20年	
野津亜弓 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	介護福祉士	
	経験	10年	

備考1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任としてください。

備考2 資格欄は、講師要件に係る資格(医師、助産師、保健師、看護師)のみを記載してください。

備考3 実務経験については、資格取得後の実務経験年数を記載してください。

(准看護師としての年数は含みません。)

備考4 担当科目番号は、カリキュラム(参考様式1)の科目番号を記載してください。

加納康行 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		1. 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 2. 基礎的な介護技術に関する講義 3. コミュニケーションの技術に関する講義 7. 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 8. 外出時の介護技術に関する実習 9. 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
	資格	介護福祉士		
	経験	10年		
細井俊一 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	介護福祉士		
	経験	14年		
西村茂樹 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	介護福祉士		
	経験	19年		
(専任・兼任)	現職			
	資格			
	経験			
(専任・兼任)	現職			
	資格			
	経験			
(専任・兼任)	現職			
	資格			
	経験			

備考1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任としてください。

備考2 資格欄は、講師要件に係る資格(医師、助産師、保健師、看護師)のみを記載してください。

備考3 実務経験については、資格取得後の実務経験年数を記載してください。

(准看護師としての年数は含みません。)

備考4 担当科目番号は、カリキュラム(参考様式1)の科目番号を記載してください。

松田扶紀子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	7.基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 8.外出時の介護技術に関する実習 9.重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
	資格	介護福祉士	
	経験	24年	
(専任・兼任)	現職		
	資格		
	経験		
(専任・兼任)	現職		
	資格		
	経験		
(専任・兼任)	現職		
	資格		
	経験		
(専任・兼任)	現職		
	資格		
	経験		
(専任・兼任)	現職		
	資格		
	経験		

備考1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任としてください。

備考2 資格欄は、講師要件に係る資格(医師、助産師、保健師、看護師)のみを記載してください。

備考3 実務経験については、資格取得後の実務経験年数を記載してください。
 (准看護師としての年数は含みません。)

備考4 担当科目番号は、カリキュラム(参考様式1)の科目番号を記載してください。